

To the Point

SEC 最終規則

SECは、登録企業に気候関連情報の開示を義務付ける規則を採択しました

本規則は、登録企業が気候関連リスクにどのように対処しているかについて、一貫性があり、比較可能で信頼性の高い情報を投資家に提供することを目的としています。

重要ポイント

- SECは、アニュアルレポートおよび登録届出書に気候関連情報の開示を義務付ける規則を採択しました。
- 登録企業は重要性のある気候関連リスクの開示が要求されます。これには、取締役会の監督およびリスク管理活動の説明、これらのリスクが登録企業の戦略、ビジネスモデルおよび見通しに及ぼす重要性のある影響や気候関連目標が含まれます。
- 登録企業は、監査済財務諸表の注記において、深刻な気象現象やその他の自然条件の影響を定量化して開示する必要があります。
- 大規模早期提出会社および早期提出会社は、スコープ1およびスコープ2の温室効果ガス(GHG)排出量に重要性がある場合には、開示する必要があります。また、これらは第三者保証の対象になります。
- 公開草案からの変更として、最終規則ではスコープ3のGHG排出量の開示を要求していません。また、米国連邦最高裁判所の重要性の定義を取り入れ、企業が本規則を適用するまでの時間的猶予を設けています。
- 適用時期は、登録企業の会社区分や開示の種類により異なります。本規則は2025年度から段階的に導入されます。

概要

米国証券取引委員会(SEC)は、重要性のある気候関連リスク、取締役会および経営者によるリスクの監督・管理方法、リスクの実際および潜在的な影響についての開示を義務付ける最終規則を採択しました。本規則は、重要性のある気候関連目標や、スコープ1およびスコープ2のGHG排出量についての開示も要求しています。

これらの気候関連開示は、アニュアルレポートと登録届出書において要求されます。ただし、新興成長企業(EGCs)と小規模報告会社(SRCs)は、GHG排出量のを開示義務が免除されます。また、登録企業は、監査済財務諸表において、深刻な気象現象やその他の自然条件の影響、カーボン・オフセットおよび再生可能エネルギークレジットや証書(RECs)に関連する金額を開示しなければなりません。

SECのゲリー・ゲンスラー委員長は、本規則は、投資家に対して一貫性があり、比較可能で意思決定に有用な情報を提供し、また、登録企業には明確な報告要件を提供するものであり、米国連邦最高裁判所が定義する重要性に基づいていると述べました。

非財務情報の開示

登録企業に対する気候関連リスクとその影響

登録企業は、気候関連リスクが自社の戦略、経営成績または財政状態に重要性のある影響を及ぼしているか、または影響を及ぼすことが合理的に見込まれるかを開示することが要求されます。重要性のあるリスクを説明する際、登録企業はリスクが短期(すなわち、12か月)、および長期(すなわち、12か月超)に発生することが合理的に見込まれるかをそれぞれ説明する必要があります。登録企業はまた、開示された気候関連リスクが、規則で定義されている物理的リスクまたは移行リスクのいずれに該当するかを明らかにする必要があります。

登録企業は、開示された各気候関連リスクが自社の戦略、ビジネスモデルおよび見通しに及ぼす実際および潜在的な重要性のある影響と、それらが自社の戦略、財務計画および資本配分の一部としてどのように考慮されているかを説明する必要があります。また、登録企業は、重要性のある気候関連リスクがどのように自社の事業、経営成績または財政状態に重要な影響を及ぼしているか、または影響を及ぼすことが合理的に見込まれるかを説明するとともに、気候関連リスクを軽減もしくはこれに適応するための活動から直接生じる重要性のある支出と、会計上の見積りとその仮定への重要性のある影響に関する定量的および定性的な説明をする必要があります。

重要性のある移行リスクを管理するための計画を策定した登録企業は、計画と進捗状況を説明し、計画から直接生じる重要性のある支出と会計上の見積りとその仮定への重要な影響を開示する必要があります。

登録企業は、(1)シナリオ分析を使用して気候関連リスクの影響を評価し、(2)その分析の結果に基づいて重要性のある気候関連リスクを識別する場合、使用した各シナリオの説明が要求されます。また、内部炭素価格の利用が重要性のある気候関連リスクの評価および管理にとって重要性がある場合には、その価格に関する一定の情報を開示する必要があります。

弊法人のコメント

重要性のある気候関連リスクおよび関連する影響の開示に関する要求事項は、登録企業の負担が軽減されるように公開草案から変更されました。たとえば、最終規則で開示のしきい値として頻繁に使用されている重要性については、重要ではない情報が含まれることを防ぎます。また、登録企業のバリューチェーン(例:顧客、サプライヤー)は、管理下にない事業体から情報を入手するという潜在的な課題があるため、気候関連リスクの定義から除外されました。

ガバナンスとリスク管理

登録企業は、取締役会が気候関連リスクをどのように監督し、それについてどのように情報を得ているかの説明が要求されます。取締役会はその監督に責任を負う委員会や小委員会を特定し、取締役会が気候関連目標や移行計画に向けた進捗状況を監督しているかどうか、またどのように監督しているかを開示する必要があります。

登録企業は、重要性のある気候関連リスクの評価および管理における経営者の役割の開示が要求されます。これには、どの役職者または委員会がリスクの評価および管理の責任を有しているか、その役職者または委員会メンバーの関連する専門知識、リスクを評価し管理するプロセス、経営者が取締役会やその委員会または小委員会にリスクに関する情報を報告するかが含まれます。

また、登録企業は、重要性のある物理的リスクまたは移行リスクが発生したか、または発生することが合理的に見込まれるかをどのように判断し、そのリスクの軽減もしくは適応をどのように決定し、そのリスクへの対処にどのように優先順位をつけているかを説明する必要があります。登録企業は、これらのプロセスが全体的なリスク管理システムやプロセスに統合されているか、またどのように統合されているかについての開示も要求されます。

指標と目標

登録企業は、自社の事業、経営成績または財政状態に重要な影響を及ぼしている、または影響を及ぼすことが合理的に見込まれる気候関連の指標と目標の開示が要求されます。登録企業は、目標に含まれる活動の範囲、測定単位、目標達成のために定義された時間軸、設定されたベースライン、進捗のモニタリング方法、および指標と目標を達成するための方法について説明する必要があります。登録企業は、時間軸が気候関連の条約、法律、規制、政策、または組織が設定した1つ以上の目標に基づいているかどうかを明らかにする必要があります。

登録企業は、目標達成に向けた進捗状況およびどのように達成されたかを説明する必要があります。また、目標または関連する行動が自社の事業、経営成績または財政状態に与える重要な影響について説明する必要があります。さらに、指標と目標から直接生じる重要性のある支出や会計上の見積りとその仮定への重要な影響に関する定量的および定性的な開示を行う必要があります。

また、登録企業は、カーボン・オフセットまたはRECsが、指標と目標を達成する計画において重要な要素である場合、追加的な開示が要求されます。

弊法人のコメント

指標と目標の開示は、公表されているかどうかに左右されるものではないため、登録企業は何を開示するかを決定する際の指標と目標の範囲の考慮において、非公開の指標と目標を含める必要があります。

セーフハーバー

本規則は、移行計画、シナリオ分析、内部炭素価格の利用および気候関連の指標と目標に関する気候関連開示(過去の事象を除く)について、公開草案よりも強固なセーフハーバーを設けています。

温室効果ガス(GHG)排出指標

大規模早期提出会社および早期提出会社は、自社が所有または管理する事業から直接生じるGHG排出量(スコープ1)、および/または、その事業が消費する購入電力および他の形式のエネルギーから生じる間接排出量(スコープ2)の総量に重要性がある場合には、開示する必要があります。スコープ1およびスコープ2の排出量は別々に報告する必要があり、各々が二酸化炭素換算で集計して開示される必要があります。

規則で定義された7つの温室効果ガス(二酸化炭素、メタン、窒素酸化物、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六フッ化硫黄、三フッ化窒素)のうち、個々のガスに重要性がある場合、他のガスから区分することが必要になります。

これらの情報開示は、監査済み連結財務諸表において直近に完了した会計年度について必要となります(なお、過去に開示したか開示が必要であった場合には、過年度の会計年度についても開示が必要となります)。これは、登録企業が報告2年目までは排出量の比較情報を開示する必要がないことを意味します。

また、登録企業は、使用したプロトコルや基準、組織境界(バウンダリー)を含む、GHG排出量を計算するために使用したメソドロジー、重要なインプット、および仮定について説明する必要があります。もしバウンダリーが連結財務諸表に含まれる会社や事業体と大幅に異なる場合は、その違いについて簡潔に説明する必要があります。SECは公開草案では、登録企業に対して、連結財務諸表で使用されるものと同じバウンダリーを排出量算定に対して使用することを提案していました。

公開草案からの変更点として、米国内の登録企業は、GHG排出量の開示を第2四半期の10-Qフォームの一部として、または10-Kフォーム(アニュアルレポート)の改訂として、最新年度分の提出を遅らせることが許容されるようになります。登録届出書を提出する企業は、登録届出書の有効日の少なくとも225日前の最新年度の情報を提出する必要があります。

公開草案からの別の変更点として、登録企業は、バリューチェーンの上流と下流の活動から生じる間接排出量(スコープ3)を開示する必要はありません。さらに、この規則は原単位指標の開示を求めず、EGCs(新興成長企業)とSRCs(小規模報告会社)は、すべてのGHG排出量開示の対象外となります。

弊法人のコメント

公開草案に比べると、組織境界(バウンダリー)に関する要件など、他の報告規則や基準(例:EUの企業サステナビリティ報告指令、カリフォルニア州の気候開示関連法、国際サステナビリティ基準審議会の基準)で要求もしくは許容されるものとより整合的な要件もあります。しかし、スコープ3排出量に関する取扱いのように、大きな相違点も残っています。

保証の要件

大規模早期提出会社および早期提出会社のスコープ1、2排出量の開示は、排出量の報告開始後、3会計年度目から、独立したプロバイダーによる限定的保証の対象となります。大規模早期提出会社によるこれらの開示は、その後、排出量の報告が始まってから7会計年度目より、合理的保証の対象となります。保証プロバイダーは、企業から独立しており、GHG排出量の測定、分析、報告、証明についての豊富な経験を有する必要があります。規則では、使用する必要がある保証基準を明示していませんが、許容される基準を設定しています(例えば、無料で公開され、広く使用されているもの)。

また、登録企業は、現在の保証プロバイダー(例えば、保証プロバイダーが監督検査プログラムの対象であるか、そのプログラムの範囲内にある契約であるか)、または辞任、再任を辞退した、解任された以前の保証プロバイダーについて、追加の開示を行う必要があります。GHG排出量について、保証が必須ではないものの任意で保証を取得する登録企業も、保証契約とプロバイダーについて特定の開示を行う必要があります。

財務諸表の開示

登録企業は、監査済財務諸表の注記に、深刻な気象現象やその他の自然条件（例：ハリケーン、竜巻、洪水、干ばつ、山火事、極端な気温、海面上昇など）について、以下の影響を開示する必要があります。これには、総額とそれらが財務諸表のどこで開示されているかを含みます：

- ▶ 深刻な気象現象やその他の自然条件により生じる費用と損失（保険金等による回収額を除く）について、該当する会計年度の税前利益/損失の絶対値の1%以上の場合（ただし、100,000ドル未満の場合を除く）
- ▶ 深刻な気象現象やその他の自然条件により生じる資産化した費用と支払（保険金等による回収額を除く）について、該当する会計年度の株主資本/欠損の絶対値の1%以上の場合（ただし、500,000ドル未満の場合を除く）
- ▶ 深刻な気象現象やその他の自然条件の結果として、該当する会計年度中に認識された保険金等による回収額について、登録企業に生じた費用、資産化した費用と支払、および損失に対する開示を行う必要がある場合

カーボン・オフセットまたはRECs（再生可能エネルギー証書）が、登録企業が開示した気候関連目標を達成する計画の重要な要素とされる場合、登録企業は以下を開示する必要があります：

- ▶ 会計年度中に1) 費用化したカーボン・オフセットとRECs、2) 資産化したカーボン・オフセットとRECs、および3) 資産化したカーボン・オフセットとRECsに対して発生した損失の、合計額と財務諸表での開示箇所
- ▶ 会計年度に資産化したカーボン・オフセットとRECsの期初残高および期末残高
- ▶ 登録企業のカーボン・オフセットとRECsに関する会計方針

また、登録企業は、(1)深刻な気象現象や他の自然条件に関連するリスクと不確実性の度合い、またはそれらが及ぼす影響、および(2)公開済の気候関連の目標や移行計画が、財務諸表の作成に使用する見積りや仮定にどのように実質的に影響を与えたかについて開示する必要があります。

最後に、登録企業は、上記の開示について、追加の記載情報を開示する必要があります。これには、各財務諸表の影響がどのように導き出され、影響額を計算するためにどのような意思決定が行われたかを含みます。これは、最近完了した会計年度の監査済連結財務諸表について、また、過去に情報開示されたか情報開示が必要であった場合には、過年度の監査済連結財務諸表についても必要となります。

弊法人のコメント

本規則では深刻な気象現象やその他の自然条件の例を提供していますが、これらの用語を定義していません。本規則の適用にあたり、企業は本規則や事実、状況に整合した形で開示を行うことができる会計方針を策定する必要があるでしょう。

移行期間

本規則は、連邦政府の官報に公表されてから60日後に効力を発揮し、企業は以下に示す暦年に始まる会計年度(開始会計年度)から本規則を遵守する必要があります:

登録企業の会社区分	適用日付				
	この表および脚注に記載されているものを除くすべての開示事項	スコープ1、スコープ2 GHG排出量	限定的保証	合理的保証	電子タグ付け
大規模早期提出会社	2025 開始会計年度	2026 開始会計年度	2029 開始会計年度	2033 開始会計年度	2026 開始会計年度
早期提出会社 (小規模報告会社および新興成長企業を除く)	2026 開始会計年度	2028 開始会計年度	2031 開始会計年度	N/A	2026 開始会計年度
小規模報告会社、新興成長企業および非早期提出会社	2027 開始会計年度	N/A	N/A	N/A	2027 開始会計年度

脚注:

(1) 気候関連リスクに適応または軽減する活動、(2) 指標と目標、および(3) 移行計画から直接生じる重要性のある支出および会計上の見積りや仮定への重大な影響についての定量的および定性的な開示要件の遵守が、それぞれ1年後に必要となります(すなわち、大規模早期提出会社の場合は2026年開始会計年度、小規模報告会社および新興成長企業以外の早期提出会社の場合は2027年開始会計年度、そして小規模報告会社、新興成長企業および非早期提出会社の場合は2028年開始会計年度から)

EY | Building a better working world

EYは、「Building a better working world ~より良い社会の構築を目指して」をパーサス(存在意義)としています。クライアント、人々、そして社会のために長期的価値を創出し、資本市場における信頼の構築に貢献します。

150カ国以上に展開するEYのチームは、データとテクノロジーの実現により信頼を提供し、クライアントの成長、変革および事業を支援します。

アシュアランス、コンサルティング、法務、ストラテジー、税務およびトランザクションの全サービスを通して、世界が直面する複雑な問題に対し優れた課題提起(better question)をすることで、新たな解決策を導きます。

EYとは、アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドのグローバルネットワークであり、単体、もしくは複数のメンバーフームを指し、各メンバーフームは法的に独立した組織です。アーンスト・アンド・ヤング・グローバル・リミテッドは、英国の保証有限責任会社であり、顧客サービスは提供していません。EYによる個人情報の取得・利用の方法や、データ保護に関する法令により個人情報の主体が有する権利については、ey.com/privacyをご確認ください。EYのメンバーフームは、現地の法令により禁止されている場合、法務サービスを提供することはありません。EYについて詳しくは、ey.comをご覧ください。

EY新日本有限責任監査法人について
EY新日本有限責任監査法人は、EYの日本におけるメンバーフームであり、監査および保証業務を中心に、アドバイザリーサービスなどを提供しています。
詳しくはey.com/ja_jp/people/ey-shinnihon-llcをご覧ください。

© 2024 Ernst & Young ShinNihon LLC.
All Rights Reserved.

ED None

本書は一般的な参考情報の提供のみを目的に作成されており、会計、税務およびその他の専門的なアドバイスを行うものではありません。EY新日本有限責任監査法人および他のEYメンバーフームは、皆様が本書を利用したことにより被ったいかなる損害についても、一切の責任を負いません。具体的なアドバイスが必要な場合は、個別に専門家にご相談ください。

ey.com/ja_jp